

社

評価書(一次審査)

◆参加資格の有無(「○」は参加資格有、「×」は参加資格無)

※1つでも参加資格を有しない項目があった場合、その応募者は二次審査へ進めない

	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止となっていないこと。
	参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	提出された書類に虚偽の記載がないこと。
	提案金額が契約上限額の範囲内であること。

◆選定委員評価点

No.	項目	審査基準	加算	評価点
1	提案金額	契約上限額との差額が20%以上 5点 契約上限額との差額が15%以上20%未満 4点 契約上限額との差額が10%以上15%未満 3点 契約上限額との差額が5%以上10%未満 2点 契約上限額との差額が5%未満 1点 積算に根拠がない 0点		
2	業務実績	過去3年間(令和4年4月から令和7年3月まで)において、類似業務の実績があるか。 実績が5件以上 5点 実績が2件～4件 3点 実績が1件 1点 実績なし 0点	×2	
3	自己資本比率	50%以上 5点 40%以上50%未満 4点 30%以上40%未満 3点 20%以上30%未満 2点 10%以上20%未満 1点 10%未満 0点		
4	営業拠点の所在地	区内に本店がある 5点 区内に支店がある 3点 区内に会社がない 0点		
合計(満点 25点)				

※重要度の順位は、2>1>3>4とする。

※重要度の高い項目の評価点が高い順に順位とする。

社

評価書(二次審査)

No.	項目	審査基準	配点・採点	加算	評価点
1	提案内容の妥当性	本業務の目的を理解しているか。また、提案に仕様書の内容が的確に反映されているか。	5・4・3・2・1		
		分かりやすいプレゼンテーションとなっているか。	5・4・3・2・1		
2	個別相談支援	ケアプランデータ連携システムの導入支援について、直接的に介入することとなり、導入支援に関する手法が記載されているか	5・4・3・2・1		
		専門的な知見が十分にあり、これまでの業務実績を踏まえた提案がされているか。	5・4・3・2・1		
		介護事業者への利用促進にかかるアプローチ方法に工夫がなされているか。	5・4・3・2・1		
3	説明会・研修会	事前研修・事後研修の実施回数、実施体制等について、明確に記載されており、その妥当性が見いだせるか。	5・4・3・2・1		
		データ連携システムの運用方法について、理解しやすい内容となっているか。	5・4・3・2・1		
		参加事業所を増やす工夫がされているか。	5・4・3・2・1		
4	その他特記事項	介護事業者におけるICTを活用した業務改善に資する、提案事業者独自の施策に効果が見込まれるか。	5・4・3・2・1	×2	
5	業務実施体制	業務実施計画及び全体のスケジュールについては、データ連携を踏まえた導入支援のほか、調査や業務委託完了までの計画となっているか。	5・4・3・2・1		
		業務責任者の知識・経験は豊富か。	5・4・3・2・1		
6	提案金額	契約上限額との差額が20%以上 5点 契約上限額との差額が15%以上20%未満 4点 契約上限額との差額が10%以上15%未満 3点 契約上限額との差額が5%以上10%未満 2点 契約上限額との差額が5%未満 1点	5・4・3・2・1		
7	業務実績	過去3年間(令和4年4月から令和7年3月まで)において、類似業務の実績があるか。 実績あり 5点 実績なし 0点	5・0		
8	自己資本比率	50%以上 40%以上50%未満 30%以上40%未満 20%以上30%未満 10%以上20%未満 10%未満	5・4・3・2・1		
9	営業拠点の所在地	区内に本店がある 5点 区内に支店がある 3点 区内に会社がない 0点	5・3・0		

合計(満点 90点)

※重要度の順位は、2>3>4>5>1>6>7>8>9とする。

※合計点が同点の場合は、重要度の高い項目の評価点が高い順に順位とする。

【採点基準】5点…大変優れている 4点…優れている 3点…普通 2点…やや劣る 1点…劣る